平成２８年（フ）第３２４号
愛媛県松山市和泉南６丁目９番22号　和泉西団地22棟19号
債務者　上本　　渡
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３４５号
愛媛県松山市道後今市12番30号　303号
債務者　大野　晴加
1　決定年月日時　平成29年１月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７５号
佐賀市大和町大字久池井2257番地　グレープハイツＢ102、前住所佐賀県鹿島市大字高津原5051番地　ユメックスマンションアベニュー鹿島302号室
債務者　重松　直樹
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１７６号
佐賀県鳥栖市立石町12番地373　アインス鳥栖202
債務者　峯松　　貢
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１７７号
佐賀県鹿島市大字高津原376番地４
債務者　高倉　麻衣
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１７９号
佐賀県伊万里市大坪町丙2128番地７　サリーチェⅠＶ104
債務者　坂口　　香
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１３号
長崎県対馬市厳原町久田365番地２清和アパート105、前住所長崎県対馬市厳原町椎根613番地
債務者　桐谷明日香
1　決定年月日時　平成29年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２８年（フ）第３８３号
宮崎市中村東３丁目３番15号　プチメゾン大淀106号、前住所宮崎市和知川原２丁目40番地　仲地千恵子方
債務者　芝原　嘉久
1　決定年月日時　平成29年１月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３８７号
宮崎市大字赤江９番地１
債務者　町浦　智治
1　決定年月日時　平成29年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３８９号
宮崎市霧島４丁目56番地
債務者　福留　利明
1　決定年月日時　平成29年１月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１２１号
鹿児島県姶良市東餅田397番地
債務者　湯原　春幸
1　決定年月日時　平成29年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第１２２号
鹿児島県伊佐市菱刈前目4201番地　徳辺住宅１号
債務者　原口　友美（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成29年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第１０１号
岩手県北上市臥牛13地割66番地１
債務者　菅　　智吉
1　決定年月日時　平成29年１月13日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第１０７号
岩手県北上市町分18地割40番地３　マツカワレジデンス203号、旧住所岩手県陸前高田市米崎町字松峰59番地108
債務者　石山　　仁
1　決定年月日時　平成29年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第２２６号
長野県松本市大字里山辺1318番地８
債務者　今井　泰子
1　決定年月日時　平成29年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第４９７号
兵庫県西宮市笠屋町16番14号
債務者　田村　磐子
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６８９号
兵庫県西宮市松籟荘10番７－305号
債務者　大西　美香
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係